（参考様式２）

事前点検シート

計画主体名	川内村		
計画期間 実施期間	令和7年度 ～ 令和11年度 令和7年度 ～ 令和8年度	総事業費（交付金額）	422,000千円 （ 232,100千円）

項　　目	チェック欄	判　断　根　拠
土木・建築構造物等の施行にあたっては、各種関係法令及び設計基準等に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとなっているか。また、設計・施工時における検査体制が確保される見通しはあるか	○	建築構造・設計等は設計業務を業者委託し、各種関係法令及び設計基準等に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとする。また、設計・施工時には監理業務を業者に委託し検査体制を確保する。
木造の施設整備を行う場合、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建設基準法施行令（昭和25年政令第338号）、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1460号）等に基づく耐力壁等の基準を満たすものとなっているか。	○	施設整備にあたっては、建築基準法及び建築基準法施行令、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件等に基づく耐力壁等の基準を満たすものとする。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援（福島復興対策）事業の取扱いについて（平成26年２月28日付け25農振第2075号農林水産省農村振興局長通知。以下「事業の取扱い」という。）に定める基準を満たしているか	―	―
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第34号）別表等による耐用年数がおおむね５年以上のものであるか	○	整備する施設は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表等の「木造又は合成樹脂造のもので店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの」に該当し耐用年数は２２年となり、５年以上のものである。
事業内容、事業実施主体等については事業の取扱い等に定める要件等を満たしているか	○	事業内容は、多様な農山漁村と都市との交流の促進及び地域農林漁業者の安定的な就業・所得機会の創出等に必要な施設を整備するもので、事業の取扱い等に定める要件種別１７に合致し、当村は特定特定農山村、振興山村に指定されていること、また、事業実施主体は村であることから、当該要件を全て満たしている。

個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか		○	本整備の事業実施主体は村であり、整備後も村の施設として計画にそって適正に運用していくため、目的外使用のおそれはない。
施設等の利活用の見通し等は適正か			
	地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか	○	整備する施設の規模は、木造平屋建（約307㎡）及び駐車場整備（約1,500㎡、進入路含む）となっている。 当該地への入込客数は、平成5年度の実績では、0人となっているが、目標期間（令和9年度～11年度）中には、都内からのツアー客や葡萄の苗木の定植・収穫時のボランティア、近隣市町村からの訪問者等で3,000人/年と2倍の入込客数を見込んでいる。また施設利用者数は、平成5年度の実績は0人となっているが目標期間（令和9年度～11年度）の最終年までに3,000人/年の目標達成を見込んでいる。
	近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか。	○	近隣市町村の類似施設等の状況は把握しており、類似施設との距離、整備面等を踏まえた際に競合の心配はなく、また他施設の利用状況を踏まえ無理のない整備計画となっている。
	利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	○	本施設では、農作業後等の休憩、ワインのティスティングを兼ねた交流スペース、地域農産物販売施設、保存庫を兼ねた総合交流促進施設を予定している。利用形態については、運営予定者と協議済みである。
	施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	○	葡萄畑（ヴィンヤード）やワイナリー（既存施設）と一体となった施設として整備し、ワインや村の特産品、農作物等の販売を行うと共に、村の交流施設や宿泊施設、飲食店等の案内を行うなど他の施設等との有機的な連携等を図っていく。
事業費積算等は適正か			
	過大な積算としていないか	○	敷地の規模や施設規模など村関係者、運営予定者と協議・検討を行い、各専門業者へ参考見積を依頼し、見積額を基に積算を行った。

	建設・整備コストの低減に努めているか	○	積算段階から関係法令や指針、適正な仕様や単価等を用い慎重に積算し、また運営開始後の経営バランス等を考慮した適正な規模になるよう建設・整備コストの軽減に努めている。
	附帯施設及び備品は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか）	―	―
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か		○	整備予定地周辺には葡萄畑（ヴィンヤード）ワイナリーが併設しており、道路網等も整備されている。生産者の利便性、ワインや村の特産品、農産物等の販路拡大などワインを核としたにぎわいを創出する場所（立地）として、適正と判断した。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか		○	村の土地であるため、確保されている。
体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、事業の取扱いに定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか		―	―
交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か			
	処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」（平成17年４月１日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知）別記Ｉの第２の４の（３）の基準に照らし適正であるか	―	―
	地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり29万円以内かつ延べ床面積1,500㎡以内であるか	○	整備する施設は、木造平屋建（約307㎡）で基準、要件を満たすよう整備を進めていく。
	鳥獣被害防止施設（侵入防止柵、鳥獣処理加工施設）については、施設規模は適切でかつ上限単価内であるか	―	―
事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか		○	再生加速化交付金を活用しながら整備を進めていく。補助対象にならない部分については、県の交付金（避難地域復興拠点推進交付金）や村の一般財源等により対処する。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか			

	維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）	○	運営予定者と協議のもと綿密に計画している。
	収支を伴う施設等にあっては収支計画を策定しているか。	○	運営予定者と協議のもと収支計画を策定している。

注）項目について該当が無い場合はチェック欄に「－」を記入すること。